（様式第10号）

守秘義務等に関する誓約書

（あて先）埼玉県環境部温暖化対策課長

　私（当社）は、令和６年度の埼玉県省エネ診断事業者登録・省エネ診断事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく省エネ診断（以下、「本件診断」という）における省エネ診断事業者として登録を行うにあたり、下記とおり誓約します。

１　本件診断の受診を希望する事業者に関して知りえた情報（診断対象者、所有設備、エネルギーの使用に関する情報ほか一切の内容を含む。）は、本件診断の実施にのみ使用または利用することとし、将来にわたって本件診断以外の目的（営業活動等）に用いません。

２　本件診断の業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはいたしません。ただし、やむを得ない事情から第三者に委託等する場合には、あらかじめ埼玉県知事に書面による承認を得ることといたします。

３　要綱第５条第３号のアからオのいずれにも該当しません。

※　要綱第５条第３号

ア　役員等（中小企業者等民間事業者及び省エネ診断事業者が個人である場合にはその者を、中小企業者等民間事業者及び省エネ診断事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした場合。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

　　年　　月　　日

所在地

事業者名

代表者職・氏名